

1 老朽民間社会福祉施設整備の趣旨

老朽民間社会福祉施設整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、これを促進するため、県費補助に当たって優先的に採択する。また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。

2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する(1)に定める施設であって、(2)に定める期間内に整備するもの。

(1) 対象となる社会福祉施設等

(対象施設)

- ア 児童福祉法に規定する障害児入所施設(同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設及び同法同条第2号に規定する医療型障害児入所施設)
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設
- ウ 生活保護法に規定する救護施設、更生施設又は宿所提供施設

(2) 適用期間

平成28年度から平成32年度(5年計画)

3 対象事業

この整備の対象となる事業は、次のとおりである。

(1) 木造による施設の場合

別紙1に掲げる算定方法によって得た数(以下「老朽度数」という。)が当該各施設の居室について、別表の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするための施設の改築整備事業(1施設で2以上の建物(棟)がある場合には、個々の建物(棟)を単位としてその一部の改築を含む。以下同じ。)にあっては5,500点以下を、それ以外にあっては4,500点以下のものを施設の改築整備事業とする。

(2) ブロック造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては30年、その他のものについては25年を経過したもの、又は別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のものとする。

(3) 鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、

50年を経過したもの、又は、別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のものとする。

4 県費補助基準

(1) 本体工事費

当該施設整備に適用される「社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の別表1-1又は別表1-2に定めるところによるものとする。

ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、3による対象事業とならない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。

(2) その他の工事費

交付要綱の別表1-1又は別表1-2に定めるところによるものとする。

ただし(1)のただし書きの規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。

なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合もあるので別途協議すること。

5 独立行政法人福祉医療機構

老朽民間社会福祉施設整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資されるものであること。

6 その他の取扱い

(1) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については、対象としないものであること。

(2) 対象とする施設は、社会福祉法人の設置に係るものであって、施設の経営実績、将来性及び当該法人の財源措置等が確実なものであること。

附 則

本通知は、平成30年6月21日から施行し、平成28年度の施設整備から適用する。

別表

施設種別		基準定員	
		定員	基準定員の内容
児童福祉法	福祉型障害児入所施設	4人以下 (乳幼児のみの場合6人以下)	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）
	医療型障害児入所施設	—	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業所	—	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
	障害者支援施設	4人以下	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）
生活保護法	救護施設	4人以下	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）
	更生施設	4人以下	
	宿所提供施設	1世帯以下	